

# 学校いじめ防止基本方針

西条市立壬生川小学校

## 1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

### (1) いじめの防止等の対策に関する学校の基本理念

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの子にも、どの学校、どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

### (2) いじめの禁止（いじめ防止対策推進法第4条）

児童等は、いじめを行ってはならない。

### (3) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (4) いじめの態様

ア 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

イ 仲間はずし、集団による無視をされる。

ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

オ 金品をたかられる。

カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

ケ その他

### (5) いじめ問題の理解

いじめは日常生活の延長上で生じ、当該行為がいじめか否か逸脱性の判定が難しい。いじめられる側の立場に立ち、精神的・身体的苦痛を認知することが重要である。また、いじめの加害・被害という二者関係だけではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

## 2 いじめ未然防止等のための対策

### (1) 学級経営の充実

ア 児童一人一人が活躍できる集団づくりをして、児童の自己有用感や自己肯定感を高める。

イ 日常的に児童の人間関係に目を向けて実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

ウ 保護者との信頼関係を深める。

### (2) 道徳教育の充実

ア 思いやりの心を持ち、友達を大切に、相手の立場に立って考え行動しようとする態度を養う。

イ 命の大切さを知るとともに、自他の生命を大切にしようとする。

ウ 親子道徳の実施を通じて、学校での学びを親子で共有することにより、道徳的実践力を高める。

(3) 人権・同和教育の充実

- ア 一人一人の教職員が、差別の現実から深く学ぶことを基本理念として、人権感覚を磨き自らを高めながら、全ての教育活動の中で、計画的に一貫性をもって実践する。
- イ 生活の中の不合理や矛盾に気付く基礎的能力を身に付けさせ、差別解消につながる意欲や態度を育てる。
- ウ 仲間づくりを基盤とした、支え合い、励まし合い、戒め合う集団づくりを行う。

(4) 分かる授業づくり（授業改善・指導方法の工夫改善）

- ア 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- イ アクティブ・ラーニングを充実させ、主体的に学ぶ力や思考力、表現力などを育てる。
- ウ 発展的・補足的な学習や指導方法及び評価を工夫改善し、児童一人一人に応じたきめ細かな指導の充実を図る。

(5) 特別活動の充実（コミュニケーション能力の育成）

- ア 自主的・自律的なグループ活動を通して、コミュニケーション能力を育成する。
- イ ソーシャルスキルトレーニングやアサーショントレーニング等を取り入れ、コミュニケーションのスキルをより高める。

(6) 相談体制の整備（教育相談の充実・スクールカウンセラー等の活用）

- ア 毎月、学級担任等により教育相談を行い、一人一人の児童理解に努める。
- イ 教育相談には、内容や児童の実態に応じて、学級担任、保護者、生徒指導主事、養護教諭等が当たる。また、必要に応じてスクールカウンセラー等を活用する。
- ウ 毎月、各学級の児童の情報交換を行い、児童理解に努める。

(7) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

- ア 全校児童のインターネット等の使用状況の調査を行い、現状把握に努めるとともに、各教科等の授業の中で、児童の情報モラル教育を推進する。
- イ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、児童及び保護者に啓発する。

(8) 特別支援教育への共通理解

- ア 教育支援体制を充実させ、一人一人の児童を学校全体で支援する体制づくりと啓発を勧め、教師間の連携を図った指導に努める。

(9) 校内研修の充実

- ア いじめ問題に対する認識や日頃の取組について、定期的な自己点検を行う。
- イ 「こころのアンケート」の結果をもとに、いじめのない学校づくりについて具体的に話し合う。
- ウ 情報の共有（職員会議や職員研修の議題に設定）

(10) 学校相互間の連携協力体制の整備

- ア 生徒指導主事会等で情報交換し、協力体制を整える。
- イ 近隣の中学校や幼稚園、保育所等と連携を密にしたり、交流学习を行ったりする。

3 いじめの未然防止・早期発見等のための取組

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者との信頼関係を築き、緊密な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により、迅速かつ誠実な対応に努める。また、日頃より、安全ボランティアの方や公民館、学校運営協議会委員との連携を図り、協力体制を整える。

(2) 「こころのアンケート」の実施（毎月）

毎月第4週目に「こころのアンケート」を実施する。また、それを基に、一人一人の児童と教育相談を実施する。

(3) 児童観察、ノート・日記指導

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

4 いじめ又はそのおそれのある事案が発生した場合の組織の設置

(1) 名称 「いじめ対策推進委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、関係学年主任、学級担任

（上記メンバーを基本とし、必要に応じて関係者に参加を要請する。）

(3) 活動内容（早期対応）

ア 事実確認と情報共有

イ 被害児童・保護者に対する説明、支援

ウ 加害児童への指導及び保護者への支援

エ 教育委員会への報告・連絡・相談

学校だけで解決困難な事案が生じた場合などにおいては、教育委員会に迅速に報告し、ともに対応方針を検討するなど、教育委員会と連携した対応を図る。

オ 安全措置（緊急避難等が必要な場合）

カ その他

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し出があったとき。

(2) 重大事態への対処

ア 重大事体が発生した旨を、西条市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切に図る。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。